

国民年金基金の加入申込書の取次業務を行う届出について

2026年7月31日



届出の背景

- 銀行における業務範囲は、銀行法第10条等に定められている。
- ゆうちょ銀行における業務範囲は、郵政民営化法第110条及び郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令に定められており、それ以外の業務を行う場合には内閣総理大臣及び総務大臣への届出（令和7年6月、日本郵政によるゆうちょ銀行株式の保有割合が2分の1を下回ったことにより認可制から届出制へ移行）を要する。
- 当行では、民営化以降、お客さまの利便性向上及び金融機関としての機能強化を目指し、業務範囲の拡大に取り組んでいる。
- 今般、国民年金基金の加入員となるための加入申込書の取次業務（以下「本業務」という。）を信託会社等から委託を受けて取り扱うにあたり、郵政民営化法第110条の2第1項の規定に基づき届出を行うもの。
- 届出にあたっては、配慮義務があることを承知しており、他の金融機関等との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害しないよう、十分な配慮を行うこととしている。

届出の内容

- 国民年金基金の加入員となるための加入申込書の取次業務を、信託会社等から委託を受けて取り扱う。

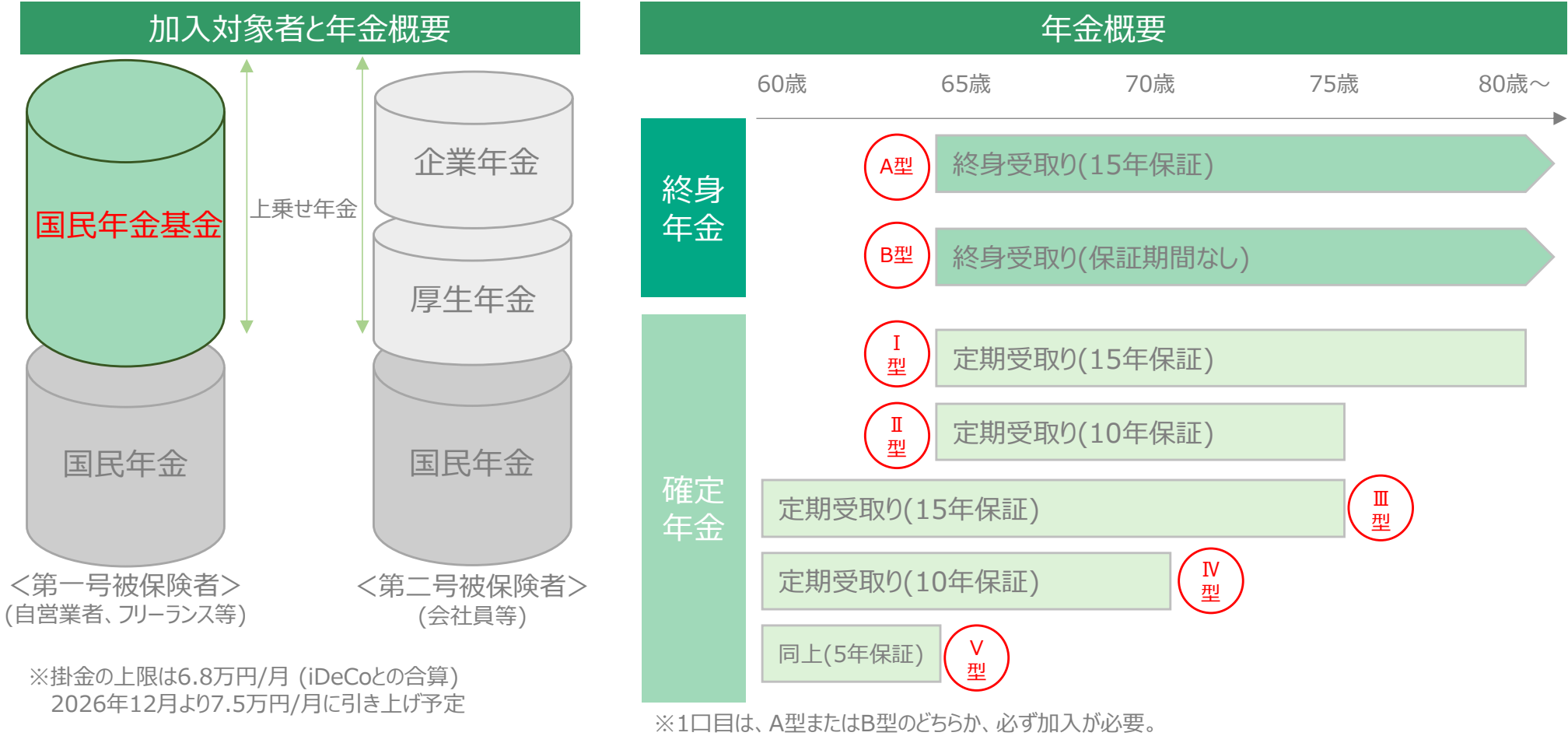
取扱いイメージ



届出により取次を行う商品概要

- 自営業者・フリーランスのお客さま等(第一号被保険者、約1,400万人)を対象とした老後の資産形成に資する商品（商品性は、「終身年金」・「確定年金」）。

商品概要



業務の開始予定

- 令和9年4月1日

管理態勢

- 経営陣において、新中期経営計画のミッションとして掲げる「人生100年時代を支える多種多様な金融サービスの提供」に沿って、本業務の適切な推進に必要な管理態勢を整備するとともに、コンプライアンス態勢の強化、法令遵守の徹底及び顧客本位の業務運営を実践したうえで本業務を実施します。
- また、本業務の追加が既存業務の適切な運営を阻害しないよう、人員や業務負荷等の観点から両業務を適切に遂行できる態勢を確保します。
- 本業務の実施までに、態勢構築状況等を適切に把握・管理します。また、本業務の開始後も、業務の運営状況を適切に把握・管理します。